
今週のテーマ： 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

本日は、「雇入れ関係の助成金」をご紹介します。

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者、シングルマザー等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して支給されます。

この制度はかなり以前からあり、『人を雇ったときに貰える助成金』としては代表的なものと言えるでしょう。

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、

- (1)高年齢者等 60万円(中小企業の場合)
- (2)身体・知的障害者 120万円(同上)
- (3)重度障害者 240万円(同上)

が支給対象期間(6カ月)ごとに支給されます。

(1)については30万円を2期、(2)については30万円を4期、(3)については40万円を6期に分けて申請することになります。

なお、対象労働者を短時間労働者として雇い入れた場合には、(1)が40万円、(2)(3)は80万円となります。

申請の流れは、以下の通りとなります。

- (1)ハローワーク等からの紹介
- (2)対象者の雇い入れ
- (3)第1期支給申請(6か月後)
- (4)第2期以降の支給申請(6か月ごと)

支給申請期間は、対象期間(6カ月間)の末日の翌日から2カ月以内です。

この助成金を受給するためのポイントは、ハローワーク等を経由して雇い入れを行うことです。ですから、ハローワーク等に求人を行うことが必要です。

ただし、紹介以前に雇用の予約があった場合には助成金の要件を満たしませんのでご注意ください。

また、助成金の支給対象期間の途中または支給決定までに対象労働者を事業主の都合により解雇(勧奨退職を含む)した場合には、助成金を受給することができません。

さらに雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により、対象事業所で働いたことがある者を再び雇い入れる場合も対象にはなりません。

その他にも細かい要件がありますので、厚生労働省のホームページ等でご確認下さい。

この助成金は、他の多くの助成金とは異なり、事前に計画書等を提出して承認を受ける必要がありませんので、比較的取り組みやすい助成金です。ぜひ、活用を検討してみてください。

今週の特集： 助成金の最新情報を入手する方法

今月の特集では、「助成金の最新情報を入手する方法」についてお伝えしております。

<http://joseikin-contents.net/?p=557&mid=24&mv=1>

上記のページをご覧くださいますと、以下の情報が入手できます。

- ◆助成金パンフレットの入手方法
- ◆助成金パンフレットの構成(目次)
- ◆各助成金の内容を理解するための3つのポイント
- ◆平成 30 年度の最新助成金情報

「助成金の最新情報を入手する方法」の詳細は、こちらをご覧ください。

<http://joseikin-contents.net/?p=557&mid=24&mv=1>